

令和7年度大潟村物価高騰重点支援給付金のご案内

(受給には手続きが必要です)

令和7年度個人住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯・ひとり親世帯を対象に給付金を支給します。さらに対象世帯のうち18歳以下の児童を扶養している世帯にこども加算給付を支給します。

■ 次のいずれかに該当する世帯は対象外になります。

- ・住民税が未申告の方がいる世帯（18歳以下の児童は除く）
- ・令和7年1月2日以降に国外から初転入した方がいる世帯
- ・他の自治体で同趣旨の給付金を受給した世帯
- ・生活実態が課税世帯と事実上同居と認められる世帯
- ・県立大学生寮に住所がある世帯 ・福祉施設等に入所、入院されている世帯

住民税非課税世帯・均等割のみ課税世帯・ひとり親世帯給付

(対象者)

- ・令和7年6月1日時点で大潟村に住民登録があり、令和7年度の住民税非課税者若しくは均等割のみ課税者で構成される世帯
- ・ひとり親世帯

1世帯あたり5万円

こども加算給付

(対象者)

非課税世帯給付の対象となる世帯のうち、18歳以下の児童（平成19年4月2日以降生まれ）がいる世帯

児童1人あたり2万円
(世帯主に対象児童分を合算して支給します)

給付金を受給するためには、手続きが必要です。



大潟村から
確認書が届きます (要返送)

※一部申請が必要な場合があります。

令和7年6月1日時点で大潟村に住民登録されている非課税世帯に確認書が送付されます。期日までに返信してください。

申請期日：～令和7年12月12日(金)

給付は大潟村が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

申請が必要な方
事前に申請書をご準備ください

世帯全員が令和7年1月2日以降に大潟村に転入された世帯にあつては、大潟村で課税状況が把握できないため、支給対象となる場合は裏面の問合せ先までご連絡ください。
※非課税世帯に該当する場合は、転入前市町村の課税状況がわかる証明書の添付が必要となります。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和7年度住民税非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和7年1月1日以前から大潟村にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、大潟村から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。（一部の世帯には、申請書が届く場合があります。）
- 中身を確認して、返信用封筒で**返信してください**。



【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか確認し、**署名・確認日・連絡先の記入のみ**。
- ②口座番号が未記入の場合は、振込先を記入し**口座がわかる写し・本人確認書類の写しが必要**です。

世帯の中に、令和7年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 村で課税情報を確認できないため、令和7年1月1日時点で住民登録されていた自治体が発行する、令和7年度の課税状況のわかる証明書（**世帯全員分**）を添付し、申請書に必要な事項を記入して、世帯主の本人確認書類の写しや振込口座がわかる書類の写しとともに役場福祉保健課にご提出ください。
- ※申請書は村福祉保健課に備え付けていますのでご連絡ください。



II こども加算給付

上記 I の給付対象世帯で、18歳以下の児童がいる世帯には加算給付を行います。

- 対象となる世帯には、住民税非課税世帯給付（2万円）に加えて対象児童を明記した確認書が届きます。
- 対象児童は平成19年4月2日以降生まれの児童1人につき2万円を加算します。



住民税非課税世帯等に対する給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



○市町村や道府県・国等から「現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること」「受給にあたり、手数料の振込を求めること」「メールを送り、URLを開いて申請手続きを求めること」はありません。

○自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

大潟村役場 福祉保健課 福祉班



「令和7年度大潟村物価高騰重点支援給付金」事業担当

0185-45-2114 受付時間 平日8:30~17:15